

令和元年度
(2019年度)

財政援助団体等監査結果報告

高崎市監査委員

写

第 2 1 1 - 2 号
令和元年 1 1 月 1 日

高 崎 市 長 富 岡 賢 治 様
高 崎 市 議 会 議 長 松 本 賢 一 様

高 崎 市 監 査 委 員 田 口 幸 夫
同 石 井 明
同 飯 塚 邦 広
同 根 岸 赴 夫

監査の結果報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体監査及び公の施設に係る指定管理者監査

第2 監査の期間

令和元年8月1日から9月13日

第3 監査の対象

1 財政援助団体は、平成30年度において財政的援助を与えた団体の中から、次の団体を任意抽出した。

- (1) 町屋町町内会
- (2) 社会福祉法人 新生会
- (3) 社会福祉法人 康龍会
- (4) 高崎市群馬商工会
- (5) 有限会社 タンポポ
- (6) 虹の架け橋
- (7) 宗教法人 榛名神社

2 公の施設に係る指定管理者は、本市が公の施設について管理を指定している法人等の中から、1団体を任意抽出した。

- (1) 高崎商工会議所

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査は、平成30年度に交付された補助金の執行が適正に行われたかを確認するため、あらかじめ提出された資料の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、対象団体に出向き、関係諸帳簿の調査を行うとともに、団体職員からの説明を求める等、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限に違反するものはないか。
- (9) 財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- (10) 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (11) 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- (12) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (13) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (14) 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は所在地に出向いて確認しているか。
また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

2 公の施設に係る指定管理者監査は、平成30年度において、施設管理業務等が関係法令、協定書等に沿って適正に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が適正に処理されているか等を確認するため、あらかじめ提出された協定書、事業計画書、事業報告書、出納関係諸帳簿等、関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、管理する施設に出向いて収支証拠書類等の調査を行うとともに、担当者からの説明を求める等、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- (4) 指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 個人情報の保護に関して、必要な措置を講じているか。
- (6) 施設の管理に係る出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- (8) 経費節減は図られているか。
- (9) 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- (10) 指定管理者に関して、適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (11) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第5 監査の結果

対象団体について監査したところ、それぞれ補助目的、指定管理に係る関係法令、協定書等に沿っておおむね適正に処理され、運営されていることが認められた。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭で指導したので記述は省略する。

1 財政援助団体監査

(1) 町屋町町内会

ア 補助金の名称

住民センター建設補助金

イ 事業の概要

旧町屋町公民館は、築45年を経過し老朽化が著しく、また、手狭な上に冷暖房設備もなく、トイレも水洗でないこと等から以前より建替え要望があり、町屋町町内会が、子どもから高齢者まで安心して快適な環境で利用できるように、新たな場所へ公民館を新築したものである。

- ・施設名称 町屋町公民館
- ・所在地 高崎市町屋町前田631番地1
- ・建築面積 143.43㎡
- ・延床面積 127.62㎡
- ・建物構造 鉄骨造平屋建
- ・工期 平成30年8月8日から平成31年1月31日

ウ 補助目的

地域における町内公民館は、住民相互の親睦および文化向上の場、並びに町内自治の拠点として重要な施設であるため、建設事業費の一部を補助するものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成30.6.15	平成30.6.22 高崎市指令企画調 整課第198号	町屋町町内会 区長 櫻井 登	7,000,000円	平成31.2.4

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(2) 社会福祉法人 新生会

ア 補助金の名称

スプリンクラー設備整備事業補助金

イ 事業の概要

高崎市からの委託事業として運営されている当該施設は、自立から要介護2程度の高齢者を受け入れているほか、高崎市介護SOS事業にも利用されている。夜間は隣接する特別養護老人ホーム「榛名憩の園」の宿直者が対応にあたっているが、災害発生時に自力での避難が困難な高齢者も利用しており、スプリンクラー設備設置により、防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するものである。

- ・施設名称 生活支援ハウス清泉
- ・所在地 高崎市中室田町2252
- ・工事内容 スプリンクラー設備設置工事（対象面積 974㎡）
- ・工期 平成30年12月21日から平成31年3月31日

ウ 補助目的

地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設の防災体制の強化として、既存の小規模福祉施設等にスプリンクラー設備等を整備するもので、本補助金で当該施設にスプリンクラーが設置されることにより、法人内全ての居住施設に完備されるものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成30.10.12	平成30.10.15 高崎市指令長寿社 会課第755-4号	社会福祉法人 新生会 理事長 原 慶子	9,019,000円	平成31.4.12

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(3) 社会福祉法人 康龍会

ア 補助金の名称

保育所等緊急整備事業費補助金

イ 事業の概要

近年、3歳未満の低年齢児に対する保育需要が増加しており、当該法人の運営する「ねむの木こどもの森」においても0歳児の入園希望者は多いが、施設が狭く、地域の需用に対応しきれない状況が続いてきた。この為、受入人数の増加及び保育環境の充実を図ることを目的として、新たに乳児棟を増築した。なお、当該施設は平成28年4月に保育園から幼保連携型認定こども園に移行しているが、今回の対象は保育部分の増築であり、受入人数の増加も保育部分のみである。

- ・施設名称 ねむの木こどもの森
- ・所在地 高崎市吉井町池1151番地1
- ・増築建物 乳児棟（新設）
- ・建築面積 158.85㎡
- ・延床面積 158.58㎡
- ・建物構造 木造平屋建
- ・収容人員 21人（0歳児）、職員9人
- ・定員増数 25人（整備前：120人、整備後：145人）
内訳：0歳児8人、1歳児6人、2歳児5人、3・4・5歳児各2人
- ・工期 平成30年9月4日から平成31年3月22日

ウ 補助目的

平成27年3月に策定された「高崎市子ども・子育て支援事業計画」において、仕事と子育ての両立支援、子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実という目標を達成するための施策として、保育所等の施設整備への補助の充実が位置づけられている。当該法人の行う施設整備は、この計画に合致しており、その重要性や緊急性が高いと認められたことから、事業費の一部として補助金を交付するものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成30.6.25	平成30.10.22 高崎市指令保育課 第95号	社会福祉法人 康龍会 理事長 森平 文男	29,334,000円	令和1.5.8

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(4) 高崎市群馬商工会

ア 補助金の名称

商工会議所・商工会事業推進費補助金

イ 事業の概要

群馬地域における商工業の総合的な振興発展を図り、併せて、地域社会の福祉の増進を目的に、組織基盤の強化、創業支援や事業継承対策、販路開拓支援などに対応する経営支援、地域経済の活性化のための地域振興を中心とした事業を推進するものである。

平成31年3月31日現在の会員数は522名である。

ウ 補助目的

商工会議所及び商工会は、地域経済の中で大きな基盤を占める商工業者の総合的な事業の改善・発達を図ることにより、地域全体の活性化を推進し、地域社会を根底から支える公益性の高い団体である。昨今の商工業を取り巻く環境が急速に変わりつつある中で、その役割も重要性を増しており、団体の体質強化と事業の充実が望まれている。このように、地域の発展に必要な当該団体の安定的な事業運営のために補助金を交付するものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成 30. 4. 1	平成 30. 4. 1 高崎市指令商工振 興課第 679 号	高崎市 群馬商工会 会長 岸 善一郎	9,000,000 円	平成 30. 5. 23

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(5) 有限会社 タンポポ

ア 補助金の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

イ 事業の概要

株式会社長坂牧場の原乳を使って、有限会社タンポポでフレッシュチーズを製造することにより、農畜産物の可能性の拡大や市内外へのPRを図る取組み。チーズ製造機器の導入、加工施設の改修工事及び加工品のパッケージデザインの開発を行う事業である。

ウ 補助目的

高崎市内で生産された農畜産物による新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う6次産業化に資する取組み又は本市で生産される農畜産物の銘柄を確立するための取組みに補助するものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成 30. 4. 27	平成 30. 5. 29 高崎市指令農林課 第 114 号	有限会社 タンポポ 代表取締役 長坂 喜義	12, 000, 000 円	平成 31. 3. 29

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(6) 虹の架け橋

ア 補助金の名称

空き家緊急総合対策助成金（空き家地域サロン改修助成金）

イ 事業の概要

地域活性化サロン「ひなたぼっこ」を開設する。週4日程度以下の活動を行うものである。

時間	対象者	活動内容（例）
午前	乳幼児と保護者、高齢者	読み聞かせ、知育遊びなど
午後1時～4時	年齢関係なし	茶話会、日本語教室等
午後4時～6時	小学生	まなびば、宿題、検定、自主学習
午後6時30分～9時	中高生	自主学習

「居場所」を提供することにより、地域の人々の交流を促し、お互いに支えあう共生社会を作ることを目指して設立した。

ウ 補助目的

高崎市内において、地域の住民が集う地域サロン（非営利の活動で公共性・公益性の高い活動を行う）として空き家の改修を行う事業者に対し、対象経費の2/3、上限500万円を助成することで、地域コミュニティの活性を図り、市内の空き家を解消することを目的とする。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成30.10.22	平成30.11.7 高崎市指令建築住 宅課第861号	虹の架け橋 代表 清水 美幸	3,312,000円	平成31.4.24

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(7) 宗教法人 榛名神社

ア 補助金の名称

榛名神社保存修理事業補助金

イ 事業の概要

平成17年12月に国指定重要文化財（建造物）に指定された榛名神社の社殿は、本社・幣殿・拝殿、国祖社及び額殿、神楽殿、双龍門、神幸殿、随神門の6棟であり、経年劣化等で傷みが進行している。建物を維持していくためには解体や塗装等大規模な修理が必要な状況であり、神幸殿、随神門を除く4棟の建物を平成29年度から令和7年度までの9年間の予定で総事業費約2.4億円をかけ、保存修理工事を実施するものである。

- ・施設名称 重要文化財（建造物）榛名神社
本社・幣殿・拝殿、国祖社及び額殿、神楽殿、双龍門
- ・所在地 高崎市榛名山町849番地
- ・工事内容 国祖社及び額殿の保存修理工事（前年度より継続）
（解体工事、基礎工事、木工事、塗装工事等）

ウ 補助目的

榛名神社保存修理事業は、経年により傷んだところを補修し健全化することで、文化財建造物を確実に次世代へ継承し、国民の文化的向上に資するとともに、高崎市の重要な資産として積極的に公開活用するために実施するものである。工事費用の一部を補助金として交付することにより、文化財建造物を壊滅的な被害から守るとともに、見学者の安全を図ることを目的とする。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成30.4.2 (変更) 平成30.8.1 (変更) 平成31.2.7	平成30.4.2 高崎市指令文化財 保護課第14-1号 (変更) 平成30.8.1 高崎市指令文化財 保護課第17-1号 (変更) 平成31.2.7 高崎市指令文化財 保護課第2-2号	宗教法人 榛名神社 代表役員 佐藤 眞一	18,649,000 円	平成30.11.5 平成31.4.12

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 高崎商工会議所

ア 代表者氏名

会頭 児玉 正蔵

イ 指定管理施設の名称

高崎市産業創造館

ウ 指定管理の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

エ 指定管理の範囲

- ① 産業創造館の事業の実施に関する事
- ② 産業創造館の利用許可及び取消し、その他利用に関する事及び利用料金の徴収、減免及び還付に関する事
- ③ 産業創造館の施設及び設備の維持管理に関する事
- ④ その他産業創造館の管理運営に関する事

オ 指定管理の目的

民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

カ 指定管理料

20,745,000円（平成30年度）

キ 監査の結果

関係法令、協定書等に基づき適正に管理・運営されており、指定管理の目的に沿った効果が認められた。